



令和元年 11 月 14 日

## 後期高齢者医療制度の被保険者への保険料徴収（概要）

### —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、高齢者が保険料納付を金融機関まで出向かなくても行えるように、令和元年 11 月 14 日、厚生労働省に改善をあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議(※)の意見を踏まえたものです。(詳細は 3 ページから 9 ページまで参照)

※ 行政苦情救済推進会議：総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）

#### 1 行政相談委員意見（要旨）

住民から、「市役所から、75 歳になり後期高齢者医療制度に加入してしばらくの間、保険料が年金から天引きされないので、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続きをして支払ってください、と言われた。」と相談を受けた。

高齢者にとって、保険料の納付や、口座振替の手続きを行うために金融機関に出向くのは大変なので、見直しできないか。

※ 行政相談委員意見：行政相談委員が、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条の規定により、総務大臣に対し提出する、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見

#### 2 調査結果

##### ◇ 後期高齢者医療制度

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、①75 歳以上の者、②65 歳から 74 歳までの者で一定の障害の状態にある者を対象として設けられた制度（平成 20 年 4 月 1 日から開始）。

なお、同制度の保険料は、原則として特別徴収により徴収（注）することとされている。

（注）年金受給額が年額 18 万円未満の者などは、例外的に普通徴収により保険料を徴収

##### ◇ 保険料徴収の現状

後期高齢者医療制度への移行に際し、特別徴収による保険料の徴収を始めるには、保険の財政運営主体である保険者が市区町村から後期高齢者医療広域連合に変わること等から、所要の手続きのために、おおむね 6 か月の期間が必要。

このため、特別徴収が始まるまでの間は、普通徴収（納付書、口座振替）により徴収されている（注）。

（注）一部の市区町村では、被保険者が 75 歳に到達する前に保険料の口座振替申込書を送付するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける取扱いを行っている。

### 3 総務省（行政評価局）の行政苦情救済推進会議の意見

- ◇ 地域的な事情により、被保険者が金融機関に出向くことが困難というケースもあると思われる。被保険者が負担なく口座振替を申し込むことができ、また、市区町村にとっても大きな負担がない方策があるのであれば、厚生労働省において、その方策を広めるという方向に改善が図られるとよい。
- ◇ 保険料の口座振替の申込書が届いても、なぜこの時期に改めて口座振替の申込みが必要なのか、被保険者が疑問に感じることも想定される。  
高齢者の立場で考えると、お金や口座といったことに関係する話は身構えてしまうと思われる。このことに配慮し、被保険者に対し、なぜこの時期に口座振替の申込みが必要なのかを分かりやすく説明し、口座振替を利用しやすいように対応する必要がある。
- ◇ 厚生労働省に対応を求めるに当たっては、地方分権への配慮の観点から、市区町村に、取扱いの手法を「周知」することを求める形として、取扱いの採用について市区町村が判断できる余地を残すことが望ましい。



### 4 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた厚生労働省へのあっせん内容

厚生労働省は、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担を軽減する観点から、地方公共団体に対し、以下の取扱いが可能と周知するための通知を发出することについて検討すること。

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が75歳に到達する前に、口座振替による保険料の納付を希望する場合には申込書の提出が必要であることを分かりやすく説明する資料と合わせて、口座振替の申込書を送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届けること。

#### 《参考》

#### ○行政苦情救済推進会議の構成員

|      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| (座長) | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長             |
|      | 江利川 毅 | 公益財団法人医療科学研究所理事長      |
|      | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
|      | 梶田信一郎 | 元内閣法制局長官              |
|      | 齋藤 誠  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授     |
|      | 高橋 滋  | 法政大学法学部教授             |
|      | 南 砂   | 読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長  |

#### ○行政相談委員

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間ボランティア  
行政相談委員は、全国の市・区役所や町村役場などで定期的に相談所を開設し、皆さまからの行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

## 1 行政相談委員から提出された意見

住民から、「75歳になり、国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療制度の被保険者となったところ、市役所から保険料の督促状が届いた。これまで、国民健康保険の保険料は年金から徴収されていたのに、なぜ保険料の督促状が届くのか疑問に思い市役所に確認したところ、後期高齢者医療制度の被保険者となった後しばらくの間は、年金から保険料が徴収されないため、金融機関の窓口に出向いて、納付書で支払うか、口座振替の手続きをして支払ってくださいと言われた。保険料を納めるために金融機関まで出向くことは大変なので、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も、途切れることなく年金から保険料を徴収してほしい。」との相談を受けた。

現在の制度では、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者になると、加入する医療保険制度が変わるため、後期高齢者医療制度の被保険者となった後おおむね6か月は保険料を特別徴収（年金からの徴収）されず、普通徴収（口座振替、納付書による徴収）となることから、納付書により保険料を納めるか、口座振替の手続きをとらなければならない。

後期高齢者医療制度の被保険者となった直後から特別徴収により保険料を納付できるようにしてほしい。

## 2 当局の調査結果

### 1 後期高齢者医療制度とは

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的として、平成20年4月1日から、新たに①75歳以上の者、②65歳から74歳までの者で一定の障害の状態にある者を対象とする後期高齢者医療制度が設けられた。

### 2 後期高齢者医療制度の保険料徴収

後期高齢者医療制度の保険料の徴収は、表1のとおり、原則として特別徴収によることとされている。

なお、年金受給額が年額18万円未満の者などは、例外的に普通徴収によることとされている。

表1 保険料の徴収方法の区分

| 保険料の徴収方法 | 左記徴収方法により保険料を徴収する対象  |
|----------|--|
| 特別徴収     | 普通徴収の対象者以外の被保険者（準用介護保険法第135条）  |
| 普通徴収     | ① 被保険者のうち、年金受給額の年額が18万円未満の被保険者（準用介護保険法第134条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「高確法施行令」という。）第22条）<br>② 介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える被保険者（準用介護保険法第135条及び高確法施行令第23条第1号）<br>③ 市区町村に口座振替による保険料納付を申し出た者（準用介護保険法第135条及び高確法施行令第23条第3号）<br>ただし、保険料の未納がないなど、口座振替によっても保険料の円滑な徴収が可能と市区町村が認める場合に限る。 |

(注) 1 関係規定に基づき当局が整理した。

2 準用介護保険法とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第110条において準用する介護保険法を示す。

### 3 後期高齢者医療制度の保険料徴収

後期高齢者医療制度の保険料の特別徴収を始めるには、おおむね6か月の期間を要する（※）。

このため、新たに被保険者となった者は、特別徴収が始まるまでの間は、普通徴収により保険料を徴収されている。

※ この理由について、厚生労働省は、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者については、加入する医療保険制度が変わることで、保険の財政運営主体である保険者が市区町村から後期高齢者医療広域連合に変わる事等から、後期高齢者医療広域連合において当該被保険者の保険料額を賦課決定し、また、その時点の世帯構成などを踏まえ、特別徴収の要件を満たすか等を確認した上で、市区町村において、特別徴収の事務手続を改めて実施する必要があるためとしている。

### 4 新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者の保険料徴収に係る地方公共団体の対応状況

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者の保険料徴収に係る取扱を把握するため、当局が、2 地方公共団体における対応状況を聴取したところ、以下の状況がみられた。

- ① 新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が75歳に到達する前に、被保険者証と合わせて口座振替の申込書を送付しているが、口座振替の申込みは、金融機関や市役所の窓口に出向いて申込書を提出することとされている。
- ② 口座振替の申込みにおいて、被保険者から金融機関に口座振替の依頼がなされた後、口座振替が開始されるまでには1か月以上の期間（※）を要するとしている。

※ （一社）全国銀行協会が取りまとめた調査レポートでは、「紙の依頼書に捺印する必要があるケースが多いことから、金融機関における内容の確認や印鑑照合、形式不備があった場合の対応などに時間を要し、登録に時間がかかる」としている。

- ③ これらを踏まえ、2 地方公共団体では、被保険者証及び口座振替の申込書を送付する際に同封している資料において、後期高齢者医療制度加入

後の時期は普通徴収による保険料徴収となること及び口座振替が開始されるまでには1か月以上の期間を要することを説明している（具体的な説明の例は、表2参照）。

表2 地方公共団体における説明の例

○「75歳になられる方へ 後期高齢者医療保険のお知らせ」（抜粋）

**4. 後期高齢者保険料のお支払い方法について**

- 後期高齢者医療制度は保険料を年金からの天引きが原則の保険制度ですが、条件に当てはまらない場合は年金から天引きができません。  
その場合には普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いになります。
- 公的年金(老齢基礎年金等)の1回あたりの受給額に対して、介護保険料との合計額が1/2を超える場合は年金天引きが出来ません。  
介護保険料の引かれていない年金（厚生年金等）からは天引き出来ません。  
そのほか、年金天引きできない条件については、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」をご覧ください。
- 年金天引きできる条件に当てはまるかどうかは毎年判定を行いますので、来年度以降に納付方法が変更になる場合があります。

75歳を迎えた加入初年度は、年金からの天引きの準備が間に合わないため、普通徴収（納付書、もしくは口座振替）でのお支払いとなります。  
口座振替のお手続きにつきましては、3ページ目をご覧ください。



保険料を年金からの天引きができない場合は納付書でのお支払いになりますが、口座振替による納付に変更ができます。  
納め忘れの心配がなく、納めにいく手間もかからず便利です。口座振替のお手続きをおすすめしております。

**●お手続き方法**  
同封の「口座振替（自動払込）依頼書」に必要事項をご記入・押印して引落しを希望する金融機関へご提出ください。

**●口座振替の開始時期**  
口座振替が開始されるまでに2ヶ月前後かかります。  
口座振替を開始する月に「口座振替登録完了のお知らせ」をお送りします。  
口座振替開始月が記載されていますので、振替開始月の前月までは納付書でお支払いください。

**●来年度以降のお支払い方法について**  
今回、口座振替のお手続きをされた方でも、来年度以降に年金天引き（特別徴収）できる条件に当てはまった場合は口座振替を中止し、年金天引き（特別徴収）を開始いたします。

(注) 1 当局の調査結果による。  
2 下線は当局が付した。

### 3 考えられる改善方策及び関係行政機関の意見

今回、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担軽減を求める行政相談委員からの意見の趣旨及び行政苦情救済推進会議の議論を踏まえ、表3のとおり普通徴収の場合の納付手続の簡便化を含む考えられる三つの改善方策案の実現可能性を検討した。

表3 行政相談委員からの意見を踏まえた改善方策案

| No. | 改善方策案   | 左記改善方策案が講じられた場合の効果   |
|-----|---|--|
| 1   | 特別徴収の開始時期を早期化   | 被保険者となった直後から特別徴収により保険料を徴収されるようになり、被保険者の保険料納付に係る負担が軽減される。   |
| 2   | 市区町村において、「被保険者が75歳に到達する前に、被保険者に保険料の口座振替に係る申込書を郵送するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける」取扱いを実施                       | 75歳に到達直後から口座振替により保険料が納付できるようになる。<br>また郵送で口座振替の申込書が提出できるため、申込みのため市区町村役場や金融機関の窓口に出向く必要が無くなり、口座振替の申込手続の負担が軽減する。                           |
| 3   | 市区町村の国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間で口座情報を共有することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、被保険者が新たな手続なく速やかに口座振替を開始できるようにする。 | 国民健康保険を特別徴収及び普通徴収（口座振替）されている者は、保険料を納付書により納付しなければならない期間（1～2か月程度）も口座振替により保険料が納付できるようになる。<br>また、新たな手続なく口座振替を開始できることにより、口座振替の申込手続の負担がなくなる。 |

(注) 行政苦情救済推進会議の議論を踏まえ、当局が整理した。

これら改善方策案の実現可能性について、厚生労働省及び地方公共団体から意見を聴取した結果は、以下の1から3のとおりである。

#### 1 特別徴収の開始時期を早期化する方策について

##### (1) 厚生労働省の意見

現行の後期高齢者医療制度において、特別徴収を開始するには、制度加入後、日本年金機構や市区町村等における事務手続により6か月程度要するところ、この6か月程度という期間を短縮するには、日本年金機構、共済組合、国保中央会、国保連合会、市区町村、広域連合等において、大幅な人員増を実施することや大規模なシステム改修を行うこと等が必要であり、一定程度の予算を要すると見込まれ、費用対効果の点から慎重な検討が必要である。

また、マイナンバーの情報連携を活用することにより、特別徴収の開始時期を早期化することが可能かという点についても、市区町村から日本年金機構に75歳到達者の年金情報を照会する流れとする場合には、市区町村が照会することによる市区町村側の負担の増加や市区

町村及び年金機構等のシステム改修、業務体制の見直し等が必要であり、一定程度の予算を要することも見込まれ、費用対効果の点から慎重な検討が必要である。

## **(2) 地方公共団体の意見**

地方公共団体（2団体）は、いずれも、以下のとおり実現は困難との意見を述べている。

- 特別徴収の事務処理に要する期間の短縮を実現するには、特別徴収の事務処理に使用するシステムの改修が必要であるが、その費用を市区町村が負担することは財政上困難である。
- 被保険者が特別徴収の対象か否かを被保険者となる前に判断できないため、被保険者となった直後から、特別徴収により保険料を徴収することは難しい。

## **2 市区町村において、「被保険者が75歳に到達する前に、被保険者に保険料の口座振替に係る申込書を郵送するとともに、郵送による当該申込書の提出を受け付ける」取扱いを実施する方策について**

### **(1) 厚生労働省の意見**

普通徴収に係る事務の効率化・簡便化については、既に各市区町村において、地域の実情に応じて、被保険者の利便性の向上、徴収率の向上の双方の観点から、総合的に検討された結果として様々な取組が導入・実践されており、こうした取組を推進することは重要であると考ええる。

### **(2) 地方公共団体の意見**

同取扱いを行っている地方公共団体（1団体）は、同取扱いについて、「多くの被保険者に口座振替を利用してもらえるようになり、保険料収納率の一層の向上につながる」と評価している。

また、同取扱いを行っていない地方公共団体（2団体）は、いずれも、市区町村が郵送により申込書を受け付け、市区町村から振替口座を保有する金融機関に申込書を送付する取扱いとすれば実施は可能と考えられると意見を述べているが、このうち人口が多い地方公共団体からは、同取扱いにより増加する事務負担に対応が可能か懸念されるとの意見も聴かれた。

### 3 市区町村の国民健康保険担当部局と後期高齢者医療制度の担当部局間で口座情報を共有することにより、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、被保険者が新たな手続きなく速やかに口座振替を開始できるようにする方策について

#### (1) 厚生労働省の意見

国民健康保険で普通徴収を選択し、口座振替により保険料を納付してきた者について、後期高齢者医療制度への移行時において、同一口座からの口座振替を手續なしに実施することは、主に次の点で課題があると考える。

- 国民健康保険と後期高齢者医療制度では、納付義務者が異なる（国民健康保険：世帯主、後期高齢者医療制度：被保険者本人）  
ことに加えて、納付義務者と実際の納付者は同一でないことから、後期高齢者医療制度への移行時において、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の納付義務者と実際の納付者から同意を得る必要が生じるなど、市区町村における事務手續が煩雑になること
- 口座振替の申込書の提出を省略する場合であっても、後期高齢者医療制度への移行時において口座振替を継続するためには、本人同意書の提出はなおも必要であり、書面での手續が必要という点では、必ずしも被保険者の負担軽減は図れないこと。また、書類の不備等があった場合には被保険者本人にとっても負担が増えること

#### (2) 地方公共団体の意見

地方公共団体（2団体）から意見を聴取したところ、「当地方公共団体においては、被保険者の同意があれば、個人情報保護上の問題はない」としながらも、「保険者等の同意取得や金融機関への手續を行う必要が生じ、これら事務の負担に対応が可能か懸念される」、「金融機関に対し、国民健康保険料の口座振替停止及び後期高齢者医療保険料の口座振替開始の依頼を速やかに行うことができる環境の整備が必要」といった意見が聴かれた。

## 4 行政苦情救済推進会議の意見

行政苦情救済推進会議の主な意見は、次のとおりである。

- ① 地域的な事情により、被保険者が金融機関に出向くことが困難というケースもあると思われる。被保険者が負担なく口座振替を申し込むことができ、また、市区町村にとっても大きな負担がない方策があれば、厚生労働省において、その方策を広めるという方向に改善が図られるとよい。
- ② 保険料の口座振替の申込書が届いても、なぜこの時期に改めて口座振替の申込みが必要なのか、被保険者が疑問に感じることも想定される。  
高齢者の立場で考えると、お金や口座といったことに関係する話は身構えてしまうと思われる。このことに配慮し、被保険者に対し、なぜこの時期に口座振替の申込みが必要なのかをわかりやすく説明し、口座振替を利用しやすいように対応する必要がある。
- ③ 厚生労働省に対応を求めるに当たっては、地方分権への配慮の観点から、市区町村に、取扱いの手法を「周知」することを求める形として、取扱いの採用について市区町村が判断できる余地を残すことが望ましい。

## 5 行政評価局の意見

厚生労働省は、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となった者の負担を軽減する観点から、地方公共団体に対し、以下の取扱いが可能と周知するための通知を発出することについて検討すること。

新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対し、当該者が75歳に到達する前に、口座振替による保険料の納付を希望する場合には申込書の提出が必要であることを分かりやすく説明する資料と合わせて、口座振替の申込書を送付するとともに、当該申込書の郵送による提出を受け付け、金融機関に届けること。